

【証券取引約款・規程集】

証券振替決済口座管理規定

改正前	改正後
<p><u>第 19 条（免責事項）</u> <u>（追加）</u></p> <p><u>第 20 条（規定の変更）</u> この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</p> <p><u>第 21 条（合意管轄）</u> お客さまと当行の間のこの規定に関する訴訟については、松山地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p style="text-align: center;"><u>付則</u></p> <p><u>第 1 条</u> この約款は、<u>2020 年 7 月 13 日</u>より適用します。</p>	<p><u>第 19 条（免責事項）</u> <u>第 20 条（取引の制限等）</u> <u>当行が届出のあった氏名・住所宛に発送した通知または送付書類が到達せずに当行に返戻された場合は、第 12 条第 1 項による届出ならびに第 2 項による当行所定の手続きが完了するまでの間、取引を制限することがあります。</u> <u>2. 前項によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>第 21 条（規定の変更）</u> この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</p> <p><u>第 22 条（合意管轄）</u> お客さまと当行の間のこの規定に関する訴訟については、松山地方裁判所または当行取引店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p><u>附則</u> この約款は、<u>2024 年 1 月 1 日</u>より適用します。</p>